

令和7年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2025年9月10日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（中田区政課長） 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただき、ありがとうございます。ただいまより令和7年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、区政課長の中田と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

この審議会は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例に基づき、札幌市の安全で安心なまちづくりの推進に関し、必要な調査や審議などを行うことを目的に設置しております。

本日の審議会では、札幌市内の犯罪情勢について共有させていただきますとともに、札幌市の今年度の取組についてご説明をさせていただきたいと思っております。また、防犯活動などについて貢献された方がいらっしゃいます。個人の方、団体の方を表彰するため、受賞の候補者についてもご報告と審議をさせていただければと思っております。委員の皆様には、事務局からの説明や報告に関し、より安全で安心して暮らせるまちの実現に向けてご意見をたくさんいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、開会に当たりまして、市民文化局長の知野から、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○知野市民文化局長 皆様、おはようございます。札幌市市民文化局長の知野でございます。

本日は、お忙しい中、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より札幌市の安全・安心なまちづくりの取組にご理解とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

これまで、市の安全で安心なまちづくりに係る各施策を推進するため、代々の委員の皆様にお力添えをいただいております本審議会も今回で第9期を迎えることとなりました。前期から引き続きご就任をいただいた委員の皆様、そして、今期から新たにご参加をいただいた委員の皆様には、2年間の任期となりますが、今期におきましても何とぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、市内の犯罪情勢をご報告させていただくほか、今年度実施を予定している本市の安全・安心のための取組などについてご審議をいただきます。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を寄せていただければ幸いに存じます。

皆様、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局（中田区政課長） ここで、知野市民文化局長は、ほかの公務がございますので、退席とさせていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

○事務局（中田区政課長） 次に、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は資料1から資料4になります。座席表、委員名簿、審議会規則を机上に配付しております。

不足などはございませんでしょうか。

本日の審議会では、資料1で札幌市内の犯罪情勢について共有した上、資料2と資料3で今年度の取組についてご説明をさせていただきます。

続きまして、留意事項ですが、本審議会は原則公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合は、お手元のハンドマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

留意事項の説明は以上になります。

本日は、欠席は0名でして、12名の委員にご出席をいただいております。ご出席をいただき、ありがとうございます。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満た

しておりますので、この会議は成立していることを申し添えます。

また、次第6の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考についてですが、表彰候補者の個人情報を取り扱う関係で、この部分においては会議を非公開にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(中田区政課長) ありがとうございます。

2. 委員自己紹介

○事務局(中田区政課長) 次に、本日は新しい任期における第1回目の審議会となりますので、次第2のとおり、各委員の皆様にお一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。

荒木委員からあいうえお順となっておりますので、時計回りをお願いいたします。

○荒木委員 札幌協力雇用主会連合会の事務局長をしている荒木でございます。

札幌協力雇用主会連合会は、札幌管内全域の保護区ごとに協力員を置こうという趣旨で平成16年からスタートしているのですが、まだ道半ばでして、未結成な地域が何か所かございます。

私は、それと同時に、お手元にパンフレットをお配りさせていただきましたが、平成24年からスタートしている札幌就労支援事業者機構の、刑務所を出た方々を直接支援する就労支援の活動をここ10年ばかりさせていただいております。

皆さん方もお分かりのように、刑務所を出た方々はなかなか仕事に就けないですし、世間一般の反応もかなり厳しいものがございます。今、刑務所を出てすぐ働けるようにということで日本財団が支援している職親プロジェクトという組織がございまして、昨日、その会議が経済センターでありました。マスコミ等ではそちらがかなり紹介されておりますので、関心を持っていただければありがたいです。

それから、私は保護司もしているのですが、なかなか難しいケースが結構ございまして、いろいろな方々の支援を受けながら再犯や再非行がないように活動しております。

加えて、今年からは、私が住んでいるマンションの理事長が回ってきました。管理会社が今年で交代することになっていまして、その調整をしているところです。

そういう意味で、ばたばたした中で皆さん方とご一緒させていただくこととなりますけれども、よろしくをお願いいたします。

○石黒委員 特定非営利活動法人女のスペース・おんの石黒と申します。

理事の桑原が前期の任期を終了しまして、私が今回からこの会議に入ることになりました。こういう場は不慣れなので、皆さんにいろいろと教えてもらいながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

女のスペース・おんは、女性による女性のための人権ネットワークとして30年ぐらい前に発足しました。その後、DV被害者の女性やご家庭の緊急一時保護のシェルターを持ち、自立支援などの活動をしてまいりました。それから、中学校、高校、大学でデートDV防止講座などの啓発活動も行っております。理事や代表が政策提言もしておりまして、今回できた困難女性支援法にも関わっております。DV被害にかかわらず、困難女性支援法ができたこともあり、若い女性の支援、また、暴力で逃げてこられる方などの自立支援をしております。

私どもの活動は、親密な関係や家庭の中などの見えないところで行われるような犯罪だと思います。犯罪のないまちになっていけばいいなと心から思っておりますし、何か私どもが貢献できることがあれば、勉強しながら皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○神元委員 北海学園大学法学部教授の神元隆賢と申します。

名前は難読ですが、生まれも育ちも北海道でして、先祖は開拓民です。私の専門は刑法と刑事政策でして、刑法のほうに軸足を置いておりますけれども、刑事政策側でこの審議会の委員を昨年度から引き続き務めさせていただいております。

また、私は自宅が薄野でございまして、この審議会ですばしば問題となる客引き防止条例につきましては、実感できると思いますか、大分客引きが減ったな、これは客引きではないのかなとまちの中を歩いて考えることも時々あります。薄野の客引きは大分減ったところではござ

いますが、しかしながら、コロナ禍明け、インバウンドなどで今後は犯罪や客引きなどが増加する可能性も十分にあり得ますので、この審議会の機能が十分に果たされることを期待して自己紹介とさせていただきます。

○塚田委員 私は、北海道CAPをすすめる会の事務局長をしております塚田美幸と申します。

前年度までは代表の木村が務めていたのですが、今年度より私が務めることになりました。事務局長も今年が初めてで、本当に右も左も分からないのですが、この審議会の委員になれたこと、携われることをうれしく思っています。いろいろと勉強させていただきたいなと思っています。

北海道CAPをすすめる会は、子どもたちがいじめや虐待、性暴力などの様々な暴力から自分で身を守るためにはどうしたらいいかというワークショップを学校などに行き届けています。また、子どもの話を聞ける信頼できる大人になってほしいということで、教職員や保護者の方など、大人の方にもワークショップを届けています。

子どもたちへの暴力防止といった専門的な立場からいろいろなことを勉強できたらなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○佐々木委員 NPO法人ゆいネット北海道の性暴力被害者支援センター長代行をさせていただいている佐々木と申します。

ゆいネット北海道は、道と札幌市の助成金において、通称・SACRACH（さくらこ）として性暴力被害者の方たちの面談、電話相談、同行支援をしております、始めてから13年目となっております。

相談業務は右肩上がりです、月に百五、六十件となっております。あまりいいことではないのでしょうけれども、もともとあった相談事が顕在化して、相談していいのだ、となって相談が多くなってきているのではないかと私どもは受け止めています。

よろしくお願いたします。

○對馬委員 初めまして。對馬美智子と申します。

北区の屯田連合町内会防災交通部長をしておりますが、個人的には北区の交通安全実践会に入っております、今朝も小学生や自転車に乗る高校生の交通指導をしまりました。ほかにも少年補導員をやっております。最近、屯田地区では中学生が荒れておまして、みんなでお店や公園などのパトロール活動をしております。

よろしくお願いたします。

○古本委員 このたび、公募委員で選んでいただきました古本です。

専門は災害医療です、もともとは大学の教員をやっていました。本当はリスクマネジメントや被災者の格差問題などが専門分野ですが、犯罪は広く考えると貧困のスパイラルと関連した分野でもあるので、しっかりと意見を述べたいなと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○星原委員 公益社団法人札幌消費者協会の星原智江と申します。よろしくお願いたします。

札幌消費者協会は、札幌市消費者センターというところの契約トラブルなどの相談を受託しているところですので、日頃は事業者と消費者とのトラブルが少なくなるように活動をしています。

今回、犯罪のない安全で安心なまちづくりという大きな命題の中、私がどのようなお役目を果たすことができるかは分からないのですが、皆様とご一緒にいろいろなことを考えて参加させていただき、お役目を全うできればいいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

○松浦委員 おはようございます。北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの中にある北海道被害者相談室から参りました松浦と申します。よろしくお願いたします。

平成19年に公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定され、同じく19年より北海道から受託された早期援助団体として活動しております。

普段は、犯罪被害に遭われた方のお話をお聞きしたり、警察に行ったり裁判所に行く方の付添いなどの支援もしております。犯罪もそうなのですが、再犯がもっとなくなり、犯罪被害

者の方がこれ以上増えないように活動をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森田委員 おはようございます。公募委員の森田と申します。

市民アンケートで犯罪のないまちづくりが市民のニーズの上位3つに入っておりまして、私はこの審議会は重要なことだと思っております。また、大変口幅ったいのですけれども、上位3つのうち、残り2つが雪の問題、そして交通ネットワークを含めたまちづくりでして、その全ての審議会の委員をたまたま務めさせていただいております。どれを取っても手を抜かないよう、一生懸命やるつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

実は、私の友人に息子さんが犯罪被害で亡くなられた方がいまして、10年ぐらいがたちますけれども、飲み友達でもありますので、しょっちゅう会っていろいろな話を聞いております。このことは、我々市民が一番関心を持ちながら、また、いろいろな犯罪がありますけれども、全てが大事なことでありますし、いい方向に札幌市民の関心を喚起するよう、審議会の存在感を示すことも大事なかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山崎委員 北海道防犯協会連合会の専務理事をしております山崎と申します。

私は、北海道警察のOBでして、令和2年に札幌西警察署長を最後に定年退職し、今の職に就いて今年で6年目となります。現職時代は主に刑事部門と生活安全部門にお世話になりました。また、平成8年に全国の警察で被害者支援が始まったときには、道警で初めての被害者支援の専従職員として、体制づくりなどもしており、当時、カウンセリングセンターの方にも非常にお世話になりました。

変わったところでは、洞爺湖サミットのときには広報課におりまして、全国や世界からのマスコミの過熱対策の仕事を調査官としてやらせていただきまして、1か月ぐらいずっと洞爺湖のサンパレスに泊まって閉じ籠もっておりました。毎日、朝晩同じバイキングを食べて、一生分を泊まったな、もう二度と行かなくていいかなというような気がしております。

拙い経験ではございますけれども、皆様とともに札幌がよくなるように努力していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○山本委員 おはようございます。私は、札幌市保護司会連絡協議会の会長を務めている山本康次と申します。どうぞよろしくお願い致します。

札幌市は、私が入った平成3年頃は、暴走族から薬物まで、あらゆるものが札幌市内を中心に発生しており、また、全国からいろいろな方が来られまして、いろいろな事犯を担当させていただきました。

ただ、そのときの対象者、加害者は、だんだん高齢になってきてまして、丸くなって自分なりに事業を始めている方もいますし、付添い対象者の方や加害者の奥さん、父母など、家族の方が亡くなったりして、山本さん、実はうちの家内が亡くなったのだよということで、普段はなかなか来ないのですけれども、10年ぐらいに一遍、札幌のどこかで会うのです。今年も墓参りを27か所ほどさせていただきました。

また、「更生保護」という小雑誌を三十何年間読ませていただいているのですけれども、最近、その中に気になる記事があったのです。令和5年度文科省の調査によると不登校の小・中学生が過去最多、約30万人の10代後半、若者の7人に1人が生きることには希望を持っていないとのことです。

昔は、登校拒否のほか、学校がものすごく荒れて、暴走族の方が小学校、中学校の周りをぐるぐるやっていた時代から見たら、今はまた別な形で、札幌市内はあまり聞かないのですけれども、全国的にそういうことが出てきているのかなと思いました。こういうことも含め、札幌市近郊、それから、全道の安心・安全の活動に常に目配りして進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

もう一点ですが、令和6年4月17日にオランダのハーグで行われた第2回世界保護司会議で、「国際更生保護ボランティアの日」という認定をいただきました。

札幌市にも、部長、局長を含め、皆さんにいろいろなお協力をいただきまして、今年、時計台とテレビ塔にイエローライトアップをさせていただいております。イエローライトアップは、全国的にも実施されている取組です。

札幌市も含め、引き続き、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

- 事務局（中田区政課長） 皆様、ありがとうございます。
次に、事務局職員のご紹介をさせていただきます。
- 事務局（田口地域振興部長） 地域振興部長の田口でございます。
昨年、この審議会におきましては、札幌市犯罪被害者等支援条例の制定、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定に向けて委員の皆様からご意見をいただき、議論していただいたところです。
本日の会議におきましては、その基本計画と再犯防止推進計画についてご説明させていただきます、またいろいろご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中田区政課長） 改めまして、地域振興部区政課長の中田と申します。
今日は、皆様のご意見をいただきながら、よりよいまちづくりに生かしていけるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（鈴木地域防犯担当係長） 地域防犯担当係長の鈴木と申します。
昨年度は、札幌市犯罪被害者等支援条例の関係で犯罪被害者支援担当係長としてこの審議会に関わらせていただいたのですが、役職が替わり、地域防犯担当係長として引き続き関わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局（大場職員） 区政課地域防犯担当の大場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（曾我職員） 同じく、地域防犯担当の曾我と申します。
再犯防止や犯罪被害者支援を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。
- 事務局（齋藤職員） 同じく、地域防犯担当の齋藤と申します。
主に町内会に対する防犯カメラの補助制度について担当しております。本日は、ご意見などをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中田区政課長） 以上でございます。
皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長及び副会長の選任

- 事務局（中田区政課長） 続きまして、次第3に移りたいと思います。
会長及び副会長の選任についてです。
審議会規則第3条に基づき、本審議会の会長及び副会長を1名ずつ選任させていただく必要がございます。
会長は委員の互選によることと定めております。
委員の皆様から会長への立候補またはご推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

- 事務局（中田区政課長） ご推薦がないようでしたら、事務局から推薦をさせていただきたいと思っております。
事務局としては、神元委員を会長にご推薦させていただきたいと思っております。
神元委員は、北海学園大学にて防犯と密接に関連する刑事法を専門分野とされ、ご活躍されております。また、前審議会においても会長を務めていただきまして、円滑な会議の進行並びにご意見の集約など、何かとご尽力をいただきまして、ありがとうございます。今回も適任であると考え、推薦をさせていただきたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

- 事務局（中田区政課長） ありがとうございます。
それでは、ここからは神元委員に審議会の会長をお願いします。
会長就任のご挨拶をどうぞよろしくお願いいたします。
- 神元会長 先ほど自己紹介をしておりますので、特段申し上げることはありませんが、前年度に引き続き、よろしくお願いいたします。
- 事務局（中田区政課長） ありがとうございます。
それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○神元会長 それでは、審議会規則に基づき、副会長を選任いたします。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときにその職務を代理する役割がございます。

副会長も委員の互選によることと定めております。

委員の皆様から立候補またはご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 ご推薦がないようでしたら、事務局からご提案をいただきたいと思います。

○事務局(中田区政課長) 事務局としては、山崎委員をご推薦させていただきます。

山崎委員は、北海道防犯協会連合会の専務理事として、当審議会の主要テーマである防犯の専門家として前期及び前々期において副会長を務めていただき、会長の補佐などにご尽力をいただきましたので、適任と考えております。

○神元会長 ただいま事務局から副会長に山崎委員を推薦するとの提案がありました。

委員の皆様、ご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、山崎委員に審議会の副会長をお願いしたいと思います。

山崎委員、副会長就任のご挨拶をお願いいたします。

○山崎副会長 ただいま副会長のご指名をいただきました山崎です。改めまして、よろしくお願いいいたします。

最近の防犯はみんなでやるということがトレンドですので、神元会長をフォローし、皆様と一致団結して取り組ませていただきたいと思います。

どうか、今後ともよろしくお願いいいたします。

4. 議 事

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第4について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(鈴木地域防犯担当係長) 私から、札幌市内における犯罪件数や被害状況などについてご説明いたします。

お手元の資料1の「札幌市内の犯罪情勢」をご覧ください。

こちらの資料には、札幌市の犯罪情勢の各種統計データを掲載しております。

なお、令和7年の統計データに関しては、現時点で北海道警察から情報提供をいただいている令和7年6月時点のものを掲載しておりますので、あらかじめご承知おきください。

まず、1ページの「1 刑法犯認知件数」の「(1) 全国・北海道・札幌市の推移」をご覧ください。

ここでは、全国、北海道、札幌市のそれぞれにおける刑法犯認知件数の推移を示したグラフと具体的な件数に関する表を載せております。

ご覧のとおり、刑法犯認知件数の推移は、全国、北海道、札幌市とで似た傾向がありまして、令和3年まで減少傾向でしたが、令和4年以降は増加傾向に転じております。こうした傾向は、新型コロナウイルス感染症が令和4年頃から徐々に収束し、人流や経済活動が回復したことに伴い、街頭犯罪が増加したためと考えております。

次に、資料下部の「(2) 札幌市における推移(月別)」をご覧ください。

本市における刑法犯認知件数の推移を月別で載せております。

その年の刑法犯認知件数が最も多い月をオレンジ色、最も少ない月を水色で示してありまして、夏が多く、冬は少ないという傾向が読み取れます。この傾向は、後ほど具体的な統計数値をお伝えしますが、市内で発生する犯罪件数のうち、多くを占める自転車盗の被害が積雪等で駐輪数が減少する冬に少なくなることが影響しているものと考えられます。

続いて、2ページの「2 包括罪種別認知件数」の「(1) 札幌市の推移」をご覧ください。

ここでは、令和元年から各暦年における市内の刑法犯認知件数について罪種別で推移を示し

たグラフと具体的な件数に関する表を載せております。

ご覧のとおり、どの都市においても窃盗犯の件数が最も多く、全体の6割以上を占めている状況です。

本年の状況につきましては、資料下部の「(2) 令和7年6月時点の状況」をご覧ください。

ここでは、左側に令和7年1月から6月時点と前年同期を比較した表、そして、右側に令和7年1月から6月の各罪種が占める割合を円グラフで示しております。

左側の表のとおり、本年は、前年同期に比べて凶悪犯を除く各犯罪の件数が増加しております。知能犯が特に大きく増加しております。知能犯とは、具体的に、詐欺や横領、偽造などの犯罪を指します。

次に、3ページの「3 窃盗犯の手口別認知件数」の「(1) 札幌市内の推移」をご覧ください。

ここでは、令和元年から各暦年における市内の窃盗犯認知件数について、手口別で推移を示したグラフと具体的な件数に関する表を載せております。

そして、資料下部の「(2) 令和7年6月時点の状況(札幌市内)」には、左側に令和7年1月から6月時点と前年同期を比較した表、右側に令和7年1月から6月における各窃盗手口が占める割合を円グラフにしております。

先ほどお伝えしたとおり、今年を含むどの年におきましても自転車盗の件数が非常に多く、減少傾向にあった令和3年と令和6年の件数を比較しますと約2倍に増加しております。

続きまして、4ページの「4 特殊詐欺の被害状況」の「(1) 札幌市内の推移」をご覧ください。

ここでは、令和元年から各暦年における市内の特殊詐欺被害状況について、被害件数をオレンジ色の棒グラフで、被害額を緑色の折れ線グラフで示しております。その下に各年の具体的な被害件数、被害額に関する表を載せております。

本年は特殊詐欺被害が多く発生しております。1月から6月の6か月間で昨年1年間の被害件数を超えている状況です。

本年の手口別の特殊詐欺発生状況につきましては、資料下部の「(2) 令和7年度の状況(札幌市内)」のとおりです。

ここでは、令和7年1月から6月時点と前年同期を比較した表を載せております。

特に預貯金詐欺の被害件数が増えておりまして、最近では、警察や区役所職員になりすました者が還付金を振り込む、口座が悪用されているといったことを口実にキャッシュカードをだまし取るケースが多く発生しているところです。

被害額を見ますと、オレオレ詐欺が最も多く増えております。この詐欺は、これまで犯人が子どもや孫といった親族になりすますケースが多数でしたが、最近では警察官を装った事案が非常に増えております。こちらも、口座が悪用されている、従わないと逮捕するなど、警察の立場を悪用して被害者をだますような手口が発生しております。このような形態もオレオレ詐欺に分類されております。

こうした特殊詐欺の被害拡大は、犯人が偽の警察手帳や制服を身につけるなど、本物の警察官と見分けにくくする手法であることのほか、現金振込だけではなく、電子マネーや暗号資産により金品をだまし取るなど、手口が多様化、複雑化していることが背景にあると考えられます。

次に、5ページの「(3) SNSを悪用した詐欺」をご覧ください。

ここでは、昨年被害が急増しているSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の被害状況を載せております。

SNS型投資詐欺とは、SNSなどの非対面での連絡手段により投資を勧め、投資目的で金銭をだまし取る手口のことを指し、また、SNS型ロマンス詐欺とは、SNSやマッチングアプリなどで知り合った者がメッセージのやり取りで恋愛感情や親近感を抱かせ、直接会うことなく金銭をだまし取る手口を指します。

なお、このSNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺は、警察機関において、先ほどご説明しましたように特殊詐欺とは異なる形態の詐欺と定義、整理をして被害状況を確認しています。

ので、この資料でも分けて掲載をしております。

このSNS型投資ロマンス詐欺は、偽の投資サイトや偽の口コミなどで詐欺と気づきにくくし、繰り返し何度も犯人の口座等に金銭を振り込ませることで詐欺1件当たりの被害額が高額になりやすいことが特徴です。令和7年1月から6月時点の1件当たりの平均被害額は約2,000万円と非常に高額な被害が発生している状況です。

続きまして、資料中央の「5 子どもの前兆事案（札幌市内）」をご覧ください。

ここでは、16歳未満の子どもに対する前兆事案の発生件数を月別で示したグラフを載せております。

前兆事案とは、性犯罪や誘拐などに発展するおそれのある、犯罪に至らない声かけやつきまとい、身体接触などの行為を指すものです。薄い紫色が令和5年、濃い緑色が令和6年、オレンジ色が令和7年のデータです。

グラフの下には、具体的な件数に関する表を載せております。令和5年、令和6年の傾向を見ますと、1月から3月は比較的低い数値で推移をしておりましたが、本年1月から3月は約2倍の前兆事案が発生している状況です。

最後に、6ページの「6 札幌市の犯罪情勢を踏まえた懸念事項」をご覧ください。

ここでは、これまでご説明した犯罪情勢のうち、特に本市が懸念している事項として、

「(1) 刑法犯認知件数の増加傾向」、「(2) 詐欺被害の拡大」を挙げております。

こうした懸念点に対しては、枠囲みに記載しているとおり、防犯情報の発信などによる市民の防犯意識・防犯力向上に向けた取組の実施や地域で防犯活動を行う団体への支援などによる地域の防犯活動に係る機運を高めることが非常に重要であると考えております。

なお、こういった犯罪情勢を踏まえ、今年度実施を予定している具体的な取組につきましては、この後の次第5の「令和7年度の取組について」でご説明をいたします。

説明は以上です。

○神元会長 ただいま説明のありました内容についてご意見やご質問などはございませんか。

○古本委員 これから詳しく説明があるのかもしれませんが、今までのサーベイで出てきた中で対象になっている犯罪者は日本人ですか。インバウンドが回復し、外国人の流入が増えてきて、実際に全国的にも外国人犯罪がすごく増えてきているわけです。オレオレ詐欺やSNSを使ったものも全部そうです。

グローバル化、ボーダレス化している中で、対象が日本人になっているのか、外国人になっているのかによって今後の対策の仕方が変わってくると思いますし、札幌市だけで抱えることなのか、国と協力しなければならないのか、方針が変わってくるので、中身をさらに突っ込んで教えてもらってもいいですか。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 資料に記載している統計は、全て北海道警察から提供していただいているものですが、外国人なども含めた札幌市の刑法犯認知件数となっております。

今ご意見をいただいたような外国人に関わる問題も昨今は話題になっておりますので、そういったことも含めた取組を検討していく必要があると事務局として認識しているところです。

○古本委員 その調査に関わって、ほかのところからももらったデータの詳細をきちっと把握しておく必要があると思うのです。

札幌市が独自で調査する場合もそうですけれども、調査の手法が合っているのかどうか、吟味した上でやらないと、的外れな要素が入ってきて、いわゆる有意差がかかってこないのです。それではあまり効果がないですし、予測につながってこないの、ほかのデータを持ってくるときもきちっとしたクレジットをつけた状態にしないと駄目だと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 北海道警察とも連携を取りながら、データに基づく取組を行うにあたっては、札幌市として何が適切なのか、考えてまいります。

○神元会長 私から補足します。

この資料は認知件数、被害件数として、検挙人員の件数ではございません。つまり、札幌市内で被害を受けた方のデータです。恐らくは相当に特殊詐欺やSNSの作業は犯人が海外にいる、あるいは、道内にはいないという可能性が非常に高いと思うのですが、被害を受けたのが道内の札幌市民ということでございます。

このあたりは、今後、検挙人員の件数などのデータが何かの資料で上がってくるときに、外国人犯罪の件数のデータなどもあれば、特に特殊詐欺についてはきんぎんニュースにもなっておりますように大半が道外の反社かフィリピンなどから仕掛けてくるものですので、参考になるかなと思います。

ほかにございませんか。

○森田委員 最後のページの地域の防犯活動に係る機運を高めることは、先ほども挨拶の中で言ったのですけれども、非常に大事なことです。

具体的な話は資料2で聞きますけれども、教えていただきたいことがあります。

私は地域の防犯活動に関わる機運を高めることがキーポイントだと思うのですが、現実に地域で防犯活動を行う団体の支援とはどういうことをなさっているのか、ご説明をいただければありがたいです。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 地域の防犯活動に対する支援についてです。

今、委員からもお話がありましたように、具体的には次の説明で触れるのですけれども、「ながら見守り」活動の支援や子ども110番の家支援事業、また、出前講座に職員が出向いて様々な防犯に関する情報提供をするなど、総合的に取組を行っているところです。

詳細は後ほどご説明させていただきたいと思います。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等がございますか。

○佐々木委員 3ページについてですが、「その他」の犯罪が非常に多いような気がしますので、「その他」がどういう犯罪なのか、どういうものがあるかを教えていただきたいです。

次に、5ページの子どもの前兆事案についてです。

札幌の10区の中でどこが多いか、どういう場所で被害を未然に防げたかが分かっていたら教えていただきたいなと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 今、2点のご質問をいただきました。

1点目の3ページの「その他」については、ほとんどが万引きとなっております。

次に、2点目の子どもの前兆事案についてです。

今年度の途中経過ですが、東区、西区、白石区が上位三つの区であったと認識しております。具体的な場所については、北海道警察から件数などの情報提供をいただいている中、捜査の関係で具体的な場所は教えていただけるものと教えていただけないものがございますので、一概にどこかというのはお答えが難しいです。

○神元会長 ほかにご質問やご意見等がございますか。

○堺田委員 5ページの「5 子どもの前兆事案」についてです。

今年度は、月別を見せていただいたら、1月、2月、3月が令和5年、6年よりすごく多い印象を受けるのですけれども、何か理由があるのであれば教えてもらえたらなと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） まだ今年度の途中です、北海道警察とも連携してどういう要因なのかを話し合う必要があると思っておりますが、今この場で明確にこれが要因だということまではお伝えができません。申し訳ございません。

○神元会長 ほかにご質問やご意見等がございますか。

○山本委員 先ほどの「その他」の万引きについてです。

年に一、二回、全国の万引き対策の会議が開催されていまして、先般も行ったところ、手口が非常に巧妙になってきているとおっしゃっていました。

テレビや何かで放映されたと思いますけれども、20代前後、70代の高齢の方がなさっているのがすごく特徴だというお話をちらっとしておりました。あまり深い話はここでできないのですが、参考にしてください。

○神元会長 無人レジ、セルフレジについては、コロナで進みましたが、アメリカなどの先進国では、逆に今は万引きが多過ぎて有人レジに戻しているという情報もあるので、これはなかなか難しいところだと思います。

ほかにご意見やご質問はございませんか。

○荒木委員 先ほどもお話に出ていましたように、自転車の窃盗が減れば相対的に窃盗は減るのですけれども、以前から言われていますように、大学生の中では寸借して戻せばいいという風潮がいまだにありまして、大学の構内での窃盗事件が多いようです。

もう一点は、マンションにいますと、基本的には物置の中に入れてほしいというお話はしているのですが、なかなかそれが守られず、玄関先に置いていて盗まれるのです。そして、盗んだ自転車も紛れ込みます。先日も一つ発見されまして、押収品として交番で処理をしていただいた事案がございます。

これは、ちゃんとすることをすればかなり減るのだらうと思っております。一人一人が盗まれないようにするのが基本だらうと思えます。

○神元会長 防犯教育の重要性ということです。特に北海道は、田舎に行きますとドアに鍵をかけないところも結構あるのですが、そういうところに外国人の窃盗集団などが入り込むとえらいことになるというのがしばしば知られているところですので、防犯教育もかなり重要であらうと思われれます。

ほかにご意見やご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 それでは、続きまして、次第5について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(鈴木地域防犯担当係長) 次第5の「令和7年度の取組」についてご説明をいたします。

なお、次第に記載しているとおり、安全で安心なまちづくりに関して本市が策定している第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画と、札幌市再犯防止推進計画の二つの計画に分けてご説明をいたします。

まず、資料2の「令和7年度の取組について～第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取組～」をご覧ください。

これ以降、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」という呼称につきましては、便宜上、「第4次基本計画」と呼ばさせていただきますので、ご了承ください。

まず、1ページをご覧ください。

具体的な取組についてご説明をする前に、各取組の根幹となる第4次基本計画の概要について簡単にご説明をいたします。

資料の1ページの1の第4次基本計画の概要の(1)から(6)が該当の箇所です。

本計画は、昨年度、本審議会においてご審議をいただいた上で策定したものですので、昨年度に委員としてご参加をいただいた方につきましては繰り返しの説明となりますが、今期から新たに委員にご就任をいただいた方もいらっしゃいますので、改めてご説明いたします。

この第4次基本計画ですが、本市が定める札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例及び札幌市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪を誘発する機会を減らすための取組と犯罪被害者等に対する支援を計画的に進めるために策定したものでありまして、市民共通の願いである犯罪のない安全に安心して暮らせるまちを実現することを基本目標とする5か年の計画です。

第4次基本計画の実施期間は、前計画である第3次基本計画が終了する令和6年度から引き続きように、その翌年度の令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

第4次基本計画では、「(4) 基本方針」のとおり、四つの基本方針を設定しておりますが、これは第3次基本計画から引き続いて設定しているものです。

①「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」、②「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」、③「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」、④「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する」の四つを設定しております。

本計画では、心身ともに成長発達の過程にある子どもにつきましては、大人に比べて自分自身で犯罪被害を回避することは容易ではないといった理由から、第3次基本計画に引き続き子どもの安全を重点テーマに設定したほか、被害が拡大している特殊詐欺の標的にされやすいとされる高齢者に特に配慮するため、高齢者の安全を新たに重点テーマに設定しております。

各重点テーマの進捗状況につきましては、(5)の表に記載のとおり、関連講座の実施回数などの達成目標により把握してまいります。

また、「(2) 基本目標」の進捗状況につきましては、(6)の表に記載のとおり、①から④の四つの成果指標により把握してまいります。なお、②から④の指標については、例年1

回、500名の市民に行うアンケート調査の結果をもって確認しているものです。

以上が第4次基本計画の概要です。

続きまして、2ページをご覧ください。

ここからは、第4次基本計画の基本目標を達成するために行う具体的な取組を四つの基本方針に分けてご説明いたします。

まず、基本方針①「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」に基づく取組についてです。

「出前講座」については、お申込みをいただいた地域に職員が出向き、犯罪の手口や対策等を説明する取組です。講座内容は、これまで実施していた六つのテーマに加え、今年度から高齢者の防犯対策を追加し、詐欺や昨今の社会問題となっている闇バイト等からの侵入窃盗対策に関して講話をしています。

今年度は、7月末の時点で48回、約3,400人に対して実施しておりまして、既に昨年度の全ての期間より多くの方に受講していただいているところです。特殊詐欺の被害等が多数発生し、報道されていることを受けまして、市民の皆様の防犯意識が高まっていることが申込みの増加につながっているものと考えております。

続いて、「SNSを活用した情報発信」については、第4次基本計画から新たに行う取組で、現時点で約21万人が登録する市公式LINEアカウントや約13万人が登録するXのアカウントで、特殊詐欺に関する情報や自転車盗に関する情報など、情勢に応じた防犯情報をおおむね月1回ほど発信しております。

続いて、「闇バイト防止に関する啓発」についても第4次基本計画から新たに行う取組で、今年度は学生の夏期休暇期間に合わせて、市内の大学、短期大学に対し、学生に対する注意喚起の協力を依頼するとともに、注意喚起の際に活用できるサイネージ用の画像を提供しております。また、7月から、順次、地下歩行空間のビジョンにて啓発サイネージの放映を実施しているところです。

続いて、2ページから3ページにかけて記載している「特殊詐欺被害防止に向けた取組」についてです。

SNSや市公式ホームページによる情報発信や9月15日の「敬老の日」に合わせた地下歩行空間や区役所のビジョンによる啓発サイネージの放映、そして、札幌市中央図書館における特集コーナーの設置及び出前講座の実施、各区役所や市内の各コンビニなどでの啓発チラシの配架を予定しております。

続きまして、「その他の啓発」としましては、本年6月にHBCラジオにて身近な犯罪である侵入窃盗や夏に向けて増える自転車盗の注意喚起を実施したほか、10月には防犯と交通安全をテーマとしたパネル展を実施する予定です。

続いて、基本方針②「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」に基づく取組についてです。

「『ながら見守り』活動登録制度」につきましては、通勤、通学などの日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行っていただくという制度でして、令和4年6月から開始し、本年7月時点で登録者数は1万34人となっております。第4次基本計画の成果指標の一つの「ながら見守り」活動登録制度における事業者等の登録数は、本年7月末時点で243団体となっております。

より多くの市民の皆様に防犯活動に参加していただけるよう、引き続き、制度の継続、周知を行う必要があるものと考えております。

続いて、「札幌市『子ども110番の家』支援事業」については、地域で子ども110番の家に取り組む町内会などの団体に対し、子どもの避難所の目印となるステッカーや子どもが避難した際の手引の配付、子どもを保護した際の損害に対する見舞金補償といった支援を行うものです。

この支援事業に登録する団体は、令和6年度末時点で173団体、1万942軒となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

「地域安全サポーターズ」につきましては、事業者等が行う地域安全活動を推進するため、

本制度に登録していただいた団体に防犯活動を実施している目印となるステッカーの配付をするほか、市公式ホームページにて事業所の場所などを掲載しております。

本年7月末時点で1,063団体の登録があります。なお、この登録件数は、セーフティーステーション活動と呼ばれる本事業同様に避難した子どもの保護などの地域安全活動を行う市内の各コンビニエンスストアを除いた件数となっております。

続いて、「札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰」についてです。

市民の皆様の理解増進や地域防犯活動のさらなる拡大促進を図るため、毎年度、防犯活動に貢献する個人、団体を表彰しております。今年度の表彰者に関しては、この後、次第6にてご審議をいただく予定です。

続いて、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」についてです。

地域住民、事業者、本市の3者間における連携体制強化に向け、情報共有を行う会議となっており、今年度においても開催を予定しているところです。

続いて、基本方針③「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」に基づく取組についてです。

まず、「町内会への防犯カメラ設置補助」についてです。

本市では、町内会や自治会が公共空間に設置する防犯カメラの設置費用を補助しております。補助制度を開始した平成30年度から昨年度にかけて累計150団体、計486台分の補助を実施してまいりました。今年度は、35団体から今年度の上限の85台を超えるお申込みをいただいているところです。各団体には、過去の補助実績を踏まえながら、補助申請可能なカメラの台数を配分している状況です。

続いて、「薄野地区の安全・安心の実現に向けた関係機関・団体との連携」についてです。

本市や関係機関・団体で構成された「クリーン薄野活性化連絡協議会」を設立しておりまして、本年6月にこの総会にて関係機関と意見交換等を行ったほか、12月には、北海道警察の協力の下、街頭啓発パトロールを予定しております。

続いて、5ページの「客引き行為等の防止」についてです。

令和4年に本市が定めた札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づき、札幌駅周辺、大通周辺、ススキノ地区周辺における客引き行為や勧誘行為などを禁止し、歓楽街の安全・安心な通行、利用を図っております。

今年度の活動状況としましては、土曜、日曜、祝日を含むほぼ毎日、客引き行為等防止指導員が禁止区域内を巡回し、禁止行為者への指導等を実施するほか、禁止区域内の飲食店への啓発チラシの配付、地下鉄駅構内や地下鉄車内への広告ポスターの掲出など、様々な手法により広報啓発を行います。

6ページには、客引き行為等の実態調査結果と指導等の状況を載せております。

まず、「客引き行為等の実態調査結果」についてです。

特に客引きが多く見受けられる札幌駅周辺、狸小路周辺、すすきの交差点周辺、そして、南3条から南7条周辺の4か所における客引き行為等を行う者の数を民間業者に委託して調査した結果です。数値は、いずれも1時間当たりの平均行為者数です。

ご覧のとおり、条例を制定した令和4年度は行為者数が半減しましたが、新型コロナウイルスの規制緩和に伴ってまちのにぎわいが戻ったことに併せ、令和6年度まで行為者は増加傾向になっております。令和7年度は7月調査時点で1時間当たり平均21.6人となっております。昨年度同期比で36.5人が減少しているところです。

現時点では、令和6年度と比較して行為者は減少しており、これまでの地道な取組の効果が出ているものと認識しておりますが、いまだ通行の妨げになるような客引き行為等があると関係団体の皆様から伺っておりますので、引き続き取組を継続していきたいと考えております。

続いて、「客引き行為等に対する指導等の状況」についてです。

令和6年及び令和7年のそれぞれの4月から7月末時点の指導等の件数を載せております。ご覧のとおり、今年度は前年同期比で増加しておりますが、内訳として、禁止行為に至らない行為者への注意喚起、条例周知を行う「口頭指導」が主な増加の要因となっている状況です。

最後に、7ページの基本方針④「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支

援する」に基づく取組についてです。

本市では、本年4月に施行した札幌市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害を受けた方に対する各種支援施策等を実施してまいります。

まず、「相談窓口の設置」についてです。

犯罪被害を受けた方への必要な情報提供や助言を行う相談窓口を設置し、適宜、この後ご説明をする支援制度などの必要なご案内を行っているところです。

続いて、「広報啓発」についてです。

啓発用リーフレット、チラシを新たに作成し、区役所などへの配架を予定しているほか、事業者に向けた啓発メール、中央図書館や図書・情報館での啓発展示の実施等、より多くの市民に犯罪被害を受けた方が陥る状況などについて理解を深めていただけるよう、様々な手法で広報啓発を実施する予定です。

続いて、「関係機関・団体との情報提供、情報共有」についてです。

北海道警察本部や北海道と連携を図るほか、他の政令指定都市や全国規模で開催される会議に参加し、関係機関と意見交換等を行っております。

最後に、8ページの「犯罪被害者等支援制度」についてです。

本市では、犯罪被害を受けた方に対し、支援金の支給や家事・教育サービス費用、転居費用、精神的不調に対する医療費用など、様々なメニューを設けて助成金の支給を行っております。

支援金及び助成金の支給状況としましては、資料下部の表のとおりでございます。今年度につきましては、7月末時点で26人、30件の支援を行ったところです。昨年度の総件数が非常に多かったのですが、今年度は令和4年度、令和5年度とほぼ同水準となっております。

資料2の説明は以上です。

続いて、資料3の説明に参ります。

「札幌市再犯防止推進計画に関する取組」についてご説明をいたします。

資料3の「令和7年度の取組について～札幌再犯防止推進計画の取組～」をご覧ください。

まず、1ページです。

こちらにつきましても、まずは計画の概要からご説明をさせていただきます。

1ページの「1 札幌市再犯防止推進計画の概要」の(1)から(5)が該当箇所です。

本計画も先ほどの第4次基本計画と同様に前期の審議会委員の皆様にご審議をいただいた上で策定したものですので、引き続き委員としてご参加していただいている方には繰り返しとなりますが、改めて簡単にご説明をいたします。

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした人等が孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員になるよう支援することで再犯を防止し、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すことを趣旨に策定したもので、計画期間を令和6年度から令和10年度の5年間としております。

本市の再犯防止推進計画では、「(3) 基本方針」のとおり、①から⑤の五つを基本方針としておりまして、これらは国が策定する再犯防止推進計画に掲げる基本方針との整合性を図りながら設定したものです。

重点テーマにつきましては、犯罪をした人等が置かれる多種多様な状況に応じた支援を行えるよう、資料中の「(4) 重点テーマ」のとおり、①から⑦の7項目を設定しております。

第4次基本計画同様、こちらの計画でも、達成状況につきましては(5)の表に記載のとおり成果指標により把握してまいります。

なお、現時点で判明している成果指標の達成度合いにつきましては、一つ目の「再犯者数」が本計画の策定時点の令和5年中の数値として1,662人となっており、前年比で増加しております。一方で、資料上に記載はございませんが、「再犯者率」は前年比で減少している状況です。

いずれにしましても、依然として再犯防止に向けた取組推進の必要性が高いと考えております。

成果指標の二つ目の「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと『思う』、または、『どちらかといえば思う』市民の割合」は、令和6年度が23.0%でありまして、昨年度に比べて

約5ポイント減少しております。

市民に対しては、再犯防止の取組の必要性について、広く周知が必要であると考えているところですが、

続いて、2ページをご覧ください。

ここからは、再犯防止推進計画の目的達成に向け、札幌市が行う具体的な取組を記載しております。

なお、再犯防止に関する取組は、犯罪をした人等が置かれる状況が多様でありますことから、様々な分野での支援が必要でありまして、本計画で予定している取組は他部局にまたがるものが多々ございます。この審議会では、事務局である区政課が行う取組に絞ってご説明をさせていただきます。

まずは、「札幌市再犯防止ネットワーク会議」の開催についてです。

こちらは、関係機関との連携強化及び協働施策の推進のため、令和6年5月に設置した会議体として、今年度は7月に第1回を実施したほか、翌年2月から3月頃に第2回の開催を予定しております。

本会議の活動状況としましては、冒頭に山本委員からもありましたが、7月にさっぽろテレビ塔と札幌市時計台を、更生保護のテーマカラーであるイエローにライトアップしたほか、今後は、ショッピングモールでの啓発イベントや再犯防止に係るシンポジウムでの情報発信を予定しているところです。

続きまして、「各関係会議への参加」についてです。

本市の再犯防止の取組を推進するため、北海道や他都市との課題等の共有を行うべく、各関係機関が参加する会議に出席しているところです。

続きまして、「更生保護サポートセンターの設置支援」についてです。

保護観察対象者との面談や事務作業を行うなど、保護司の皆様が地域の犯罪・非行防止活動を行う拠点となる更生保護サポートセンターを、市有施設内に設置しております。現在の設置状況につきましては、資料に表で記載しているとおります。

続きまして、3ページの「保護司の面接場所の確保」についてです。

令和6年5月に滋賀県大津市で保護司が自宅において殺害され、この保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕されるという事案が生じたことを受け、保護司の面接場所確保に向けた動きが全国的に進められました。これを踏まえ、札幌市としましては、先ほどご説明した更生保護サポートセンターのほかに保護司の皆様の面接場所を新たに提供する取組を行ったところです。

現在の状況としましては、篠路出張所、定山溪出張所の会議室の使用料を減免する整理を行ったほか、試行的に東区のまちづくりセンターの一室を面接場所として無償利用することを可能としている状況です。

最後に、「広報啓発」についてです。

さきにご説明した札幌市再犯防止ネットワーク会議における啓発活動のほか、再犯防止パネル展の実施や保護司の人材確保に向けた市職員への広報、協力依頼、そして、更生保護活動に取り組む方々への功労者表彰の実施を予定しているところです。

説明は以上です。

○神元会長 ただいまの説明についてご意見やご質問等はありませんか。

○森田委員 4点ほど、私の意見も混ぜてご質問をさせていただきます。

私は、防犯向上の意識にこだわっています。なぜかという、1ページの基本方針②の「お互いに協力し支え合うまちをつくる」のギャップが大きいから、なかなか防犯意識が高まらないのではないかと感じているからです。

その下の成果指標の②と③を見てください。個人で意識を持っている方は高いのです。しかし、地域で防犯活動を行っている市民の割合は低いのです。このギャップを縮めるために市としてどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

私の個人的な感想ですが、連合町内会をもっと大きく動かしてほしいのです。なぜかという、連町は単位町内会の上であり、年に2回、市長と懇親会をやります。このときに、防犯意識を高める呼びかけを市長自らしていただくとかかなり意識が高くなると思うのです。これは本

当に大事なことなのです。釈迦に説法ですが、意識が高まらないと、犯罪が少なくなる確率は低くなってしまいます。

二つ目は、高齢者の対策についてです。

これは新規であります。私ごとですけれども、今年で満77歳の喜寿で、真っただ中にいる人間であります。高齢者対策は、まだ具体的に書いていないですし、講座などいろいろあるのですけれども、もっと踏み込んだインパクトの強い対策はお持ちでしょうか。

三つ目です。

先ほどもインバウンドの話が出たのですけれども、札幌市は国際観光都市として世界的に大変評価の高い都市であります。ご案内のとおり、今日も札幌駅から薄野までインバウンドの方があふれていると思います。

インバウンドの皆さんの安全・安心を守るのもそうですけれども、トラブルがないよう、札幌市の行政、市民、地域、企業、商業の方たちの意識を高める啓蒙も札幌市全体として行政から呼びかけていただくことで、お互いに守り、支援し、理解もできると思います。国際的なまちでありますので、そういう観点からもぜひ呼びかけていただきたいです。

同時に、全国から日本人の観光客も大勢いらっしゃっています。日本人に対してと同じようにはいかないですし、ちょっと違うのだけれども、その人たちの安全・安心を守る責任が札幌市全体にあるので、その意識をしっかりと持って対策を考えていただきたいです。

最後に、被害者の関係についてです。

8月に警察庁の被害者手帳の件が報道に出ました。これを札幌市がお考えになっているかどうかは分からないのですけれども、各自治体に通知が来るはずで、被害者の人たち全員に渡るとかという懸念もありますので、警察の指導もあると思いますが、その点を庁内で話し合っていたらいいと思います。

また、今、被害者の団体は、NPOも含めて札幌市に何団体あるのか、把握していれば、何の団体が幾つぐらいあるのか、数字が分かれば教えていただきたいです。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） ただいま4点のご質問をいただきました。順にお答えしていきたいと思います。

1点目の個人の意識と実際に地域で活動を行うところのギャップについてです。

こちらは我々としても課題だと思っております。どのような対策が効果的かは試行錯誤しながらやっているところですが、今、委員からご提案がありました。連合町内会に働きかけをするなど、どういったことが適切なのか、効果的なのかは意見を踏まえて検討していきたいと考えているところです。

次に、2点目の高齢者対策についてです。

現状、先ほどもお話にありました出前講座の件数が増えています。我々としては、出前講座の活動により波及効果を生むなど、地道にこういった取組を積み上げていくことがまずは必要ではないかと考えているところです。

3点目のインバウンドの関係についてです。

実際の事件、事案につきましては主に北海道警察の管轄になりますが、札幌市としましては、北海道警察と連携し、どういったことができるかを考えていかなければならないですし、啓蒙活動を基礎自治体として実施していくことが必要になってくると思いますので、ご意見を踏まえて考えていきたいと思っております。

4点目の、被害者手帳についてです。

国で被害者手帳という制度をつくり、被害者支援週間をもう少し長い期間に延ばすという報道もありました。現状、具体的な通知が下りてきているわけではありません。北海道警察の担当者や取りをしている中で、北海道警察の中には被害者の方の情報を記載しておく被害者の手引というものがございます。自分で何度も繰り返し話すことは被害者にとって辛いことですので、そういったことがないように必要な情報を記載しておいたり、各警察署における担当の刑事の名前を書いておいたりする取組は現在も行っていると聞いております。

そういったものを、国では被害者手帳という制度で実施すると周知がなされていると聞いておりますので、そうであれば、北海道警察が作成している現行の手引を被害者手帳にアップデートする形で、北海道警察が主体となって我々もそれに協力していくという流れになるもの

と想定しております。

最後に、団体についてです。

やり取りする団体はいろいろあるのですが、市内に団体数がいくつあるのか、明確な数字としてお答えするのは難しいです。

○森田委員 犯罪は、終わればいいのですけれども、エンドレスなのです。しかし、市民としても、行政としても、地域としても、極力減らす努力をするという意識を持つことをこういう審議会などを通じて市民に発信していくことが大事だと私は思います。

細かい犯罪の中身も大事かもしれないけれども、それよりも、市民としてどれだけ犯罪に関心があるかを提起することがこの審議会の大きな意義だと私は思っていますので、これからもいろいろご質問させていただきます。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○荒木委員 今度、自転車に乗っている人方の処罰が厳しくなります。個人的には、自転車についても運転免許制にしたほうが良いと思いますし、これからいろいろな車両が走るようになりますので、基本的には一般道を走る車については運転免許制を取ったほうが本当はよろしいのだらうなと思っております。

罰金も含め、反則金もかなり高額になります。私どもの生活に一番身近な法律は道交法関係だと思えますから、この機会に、そこを足がかりとして、もう一回、法律を守る気持ちを高めていくのが効率的なのかなと思っております。

○神元会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○古本委員 札幌市がこの件に関していろいろな施策をされていることに敬意を払います。

その上で、例えば、いろいろな出前講座をやったり、SNSで発信されたりしていることに関してフィードバックはされているのでしょうか。つまり、こちらの課で抱えてやっている多種多様なことにどれぐらいの効果があるのですかということです。

最終的な目標は、犯罪の抑止につながっているか、あるいは、犯罪被害者の減少につながっているかと思うのですが、この講座やSNSでの啓発活動にはどれぐらいの効果があるかを把握される努力をしているのでしょうか、また、されているとしたら、指標としてどういう数値が上がってきているのかをまずお聞きします。

また、広報活動では市の公式アカウントやLINEを使っているのでしょうか、SNSの広報活動を積極的にするのだったらSNSの効果は重要だと思うのですが、課や部で独自のアカウントを持ってインスタやXをされたりしているのですか。やっているのだったら発展させていくと思うのですが、ユーチューブなど、SNSは特に若者層に浸透しやすいので、そういうことはやったほうが良いなと思います。

さらに、これだけいろいろなことをされているのであれば、この分野は市民文化局地域振興部区政課ということですが、危機管理など、ほかの課と横断してやらなければならないことが多々あるのではないかなと思うのです。犯罪は、いわゆる人為的災害とも言えますけれども、この分野はどうしても危機管理体制などが多くなってくると思うのです。これからいろいろな施策を精査して精度を高めていくときに、単独の課でやっていくのは無理があるのではないかなと思っております。

ですから、ほかの課と連携することも考えるべきではないかなと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 意見も含めて大きく3点をいただいたかと思えます。

まず、1点目の各施策のフィードバックについてです。

客観的なものとして我々が一つの目安としておりますのは、毎年行っている市民アンケートです。これは、信頼できる統計になる規模で行っているものです。項目がたくさんありますので、詳細を今は申し上げませんが、各取組について、効果があればその指標が上がるだろう、下がるだろうという客観的なデータを取っています。これがフィードバックとして施策の効果があるのかないのかの判断の基準にしているものです。

また、生の声として、出前講座の後の感想としてよかった、どうだったという話は当然いただいているところです。そのような様々なフィードバックをいただき、確認しながら、次にどういった施策をしていくべきなのか、継続すべきなのかを考えているところです。

2点目のアカウントの関係についてです。

我々の課で独自のものを持っているかにつきましては、現在、保有していない状況です。

公式のXやLINEの登録者数が多いものですから、そこに広くお知らせしたいということでも活用しているのですが、今、委員にご指摘をいただいたとおり、独自にやっていくことにも効果があることも考えられますので、意見として受け止めたいと思います。

次に、3点目のほかの課と横断して取組をしなければならないのではないかとということについてです。

第4次基本計画や再犯防止推進計画でもそうですが、各取組の中で他部局の取組も掲載しております。当然、そこに掲載するという事は、随時、我々と担当部局が連携してどういう取組を行っているのかを把握、共有しているということです。我々の単独でこの分野に関する取組を完結できると思っておりますので、ほかの部局と必要に応じて連携をしながら施策、各取組を展開してまいりたい、これまでもこれからもそのようにやっていきたいと考えているところです。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○森田委員 特に子どもの犯罪は、教育委員会と関わらると思うのです。当然、いろいろな学校問題もありますが、あれはあくまでも教育委員会で、子どもの権利は子ども未来局です。今、本当に大事な視点をおっしゃっていただきました。

僕は、昔からボーイスカウトや子どもに関係する育成会の会長もやっていたのですけれども、女性と子どもと身体の不自由な方は弱者ですし、特に子どもが犯罪に巻き込まれる率は全国的にすごいので、ぜひ教育委員会と連携してほしいです。これは、今の子どもたちの犯罪に関わっていますので、今おっしゃったように連携を密にしていきたいです。

話せる範囲で、審議会でもこういう連携をしたよという報告をいただければ、また次の機会にまた1ステップ、2ステップ上がれると思うので、よろしくお願いします。

○神元会長 ほかにご意見やご質問、要望等はございませんか。

○荒木委員 今、お話があったように、お子さんの問題は非常に深刻です。第二の児童相談所が白石にできました。大沼学園にはその後の段階のお子さんがたくさん入ってくるのですけれども、今問題になっているのは男の子同士の性的な問題なのです。子どもが抱えている問題は様々なので、それはそれで専門の部会にお任せしていったほうがよろしいのかなと思っております。

私ども保護司も少年をたくさん担当するのですけれども、少年を担当するという事は、ある意味で家族を担当しているような形になります。昔から、口の悪い人からは、親をちゃんと保護観察したほうが立ち直るのではないかと話も出てくるのが私どもの仕事の実態です。

結局は、人間としてこの人にどういうふうになってもらいたいのかです。立ち直りや更生など、いろいろな言葉がありますが、社会に迷惑をかけないような人間として一生を全うしてってもらいたいという気持ちは私も山本委員も同じだと思います。

今の保護観察制度は、改善更生モデルなのです。社会復帰してちゃんとした人になってもらうのが前提なのですけれども、個人的には、社会モデルといって、悪いことをやった人でも一緒に暮らしていけるような世の中をつくらなければいいなという考え方に近いです。同じ更生保護の仲間ですけれども、観点が違うということだけお伝えしたいなと思います。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○堺田委員 いろいろな取組がすばらしいなと思って聞いていました。

1点です。

2ページの「出前講座」の「子どもの防犯教室」と「子どもの防犯教室（保護者向け講座）」では、主にどんなことを子どもたちにお伝えしているのか、お聞きしたいです。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 子どもの防犯教室の内容についてです。

子ども向けにつきましては、いわゆる不審者に会った場合どうするのか、会わないためにどうするのかという話です。具体的には、学校でも教えられている「いかのおすし」という合言葉がありまして、ついていけない、車に乗らないといったことをお話ししています。その他、SNSに関するトラブルも低年齢化しており、小学生でも被害に遭うことがありますので、小学校高学年には具体的なトラブル事例をお伝えしております。

保護者向けの子どもの防犯教室については、同様の内容に加え、犯罪機会論などの学問的な

話も交え、統計データも含めながらお話をしているところです。

○堺田委員 私たちCAPをすすめる会では、不審者は一見怪しい人ではないということ、言い方は悪いのですが、親しみを込めて近づいてくるということも教えています。子どもたちにそういう正しい情報をこれからも教えていってほしいなと思うので、よろしく願いいたします。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） まさに不審者の関係では、人は見かけによらないということも講座の中に含めておりますので、引き続きそこは続けていきたいと思っております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、次第6に移る前に、一旦、休憩を挟みたいと思っております。

事務局からご案内をお願いします。

○事務局（中田区政課長） それでは、5分ほど休憩をさせていただきます。

あちらの時計で46分に再開とさせていただきます。

これからは非公開の情報になりますので、傍聴の方には退席していただきました。

[休 憩]

[次第6：非公開]

○神元会長

最後になりますが、各委員から、これまでの議論全体を振り返ってご質問やご意見はございませんか。

○荒木委員 古本委員からもお話があったように、外国人の問題はさきの審議会でも話題になったのです。これから市民に占める外国人の割合は広がりを見せてくると思うのですけれども、お住まいの外国人の方々に対して一緒に生活できるような環境づくりを考えていったほうがよろしいのかなと思っております。

実は、私のマンションも3年前のコロナのときに一旦見送りになっていたインドネシア人の4名の方が借り上げのお部屋にお住まいになっています。実態として偏見のようなものもあり、ごみ捨ての問題や、先ほどお話ししました自転車の窃盗をしたのではないかと一番最初に疑われたのもその方々でした。そういったもろもろのことが今住んでいる人方に影響を与えてきますので、気持ちよく外国人の方に仕事をしてもらえるような環境をつくっていききたいなと個人的には思っています。

○山本委員 イエローライトアップを今年は時計台やテレビ塔で実施していただきました。例えば、要望に応じて、これからその箇所を増やすことはできるのでしょうか。お願いです。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 状況に応じて再犯防止ネットワーク会議の中でもご審議をいただきながら決めていきたいと考えております。

○山本委員 具体的には、時計台やテレビ塔はいいのですが、先般、道庁へ行ったときに赤れんが庁舎はみんな見ていないのではないかという意見が出たのです。

例えば、第3セクターの大倉山は大通から直接見えますし、雪まつりなど、年間を通して遠方からでも確認が取れますので、もしよろしければ、予算のことも含めて検討していただけたらありがたいなと思っております。

ひとつよろしくをお願いします。

○神元会長 私は薄野住みですので、ニッカウキスキーの看板があるビルをライトアップすればいいのではないかとだったりします。

○荒木委員 昔は、市電のラッピングをやろうかという話があったのです。そのほうが住民の人がこういうことでラッピングされているのだなということが理解できたのです。今、黄色くラッピングされていますが、「黄色いね」だけで終わってしまうので、そのあたりは再犯防止ネットワーク会議でお話しをしたほうがよろしいのかなと思っております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○石黒委員 資料2の8ページの「犯罪被害者等支援制度」についてです。

こちらの対象となる方は、犯罪の被害により亡くなった方のご遺族、性犯罪を受けた方とそ
のご家族となっております。私どものシェルターに入った方でも性犯罪を受けた方がいらっ
しゃって、この制度を利用させていただいた件がありました。ありがとうございます。この制
度にはすごく助かっていて、新しい住居に行くときなども利用させていただきました。

しかし、対象となる方の幅がちょっと狭いのです。シェルターに入っただけの方にはDV
被害者などもいらっしゃるのですが、全てを捨ててくるといいますか、住居も仕事も失ってくる
方が多いので、この制度が使えたらいいなと思っているところです。

私も来たばかりなので、よく存じ上げていないですし、ここで決まったものなのかどうかも
分からないのですけれども、DV被害者などにも幅を広げていただけたらなと思い、お話しさ
せていただきました。

○荒木委員 対象はここで決めているわけではないのではないのでしょうか。

○神元会長 これは国の犯罪被害者の支援制度も絡んでいるところですね。ただ、DVに関し
ては精神被害等関連助成というものがあります。身体的に重傷を負ったら支援金の支給対象で
すけれども、DVの被害の場合、PTSDなどのメンタルヘルスについては精神被害等関連助
成があります。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 制度について補足です。

こちらの支援制度、助成制度の対象となるのは、今、委員からもお話がありました、被害
者の方が亡くなられた場合、重傷病を負った場合、具体的には、1か月以上の負傷または疾病
を負った場合、そして、性犯罪に遭った場合、具体的には不同意性交に遭った場合を対象とし
ております。

その支援金の対象となった方について、各種の助成金の支援対象となっておりますので、委
員がおっしゃられたように、対象としては門戸が広いわけではございません。ほかの自治体等
も同じような制度を持っておりますが、そういったところとの均衡もありますし、お金が関わる
ことですから、我々の一存で全て決められることでもございませんので、こういった制度が
適切なのかは常に情勢を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○神元会長 制度的には、メンタルヘルスのほうでも傷害という概念が入りますので、入院
1か月以上だとしたら要件的には結構入るのではないかなという気もするのです。

このあたりは、支援金の支給の申請に関わるのですか。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 具体の事案はここで申し上げられないですが、例えば、
実際の被害が1か月に満たなかった場合でも、その被害によって精神的な疾病を負って、治療
期間が1か月を超えるに至った場合にはこの支援金の対象になっておりますので、ケース・バ
イ・ケースだと考えております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、これで本日の議事は全て終了しました。

司会を事務局にお返しします。

5. 閉 会

○事務局（中田区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたり大変お疲れさまでした。たくさんのご意見をいただきま
して、ありがとうございます。

次回の審議会は3月頃を目途に開催したいと考えております。日程は改めて調整をさせてい
ただきます。

また、資料4は、個人名が入っておりますので、机上に残してお帰りいただければと思いま
す。後ほど、こちらで回収をさせていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を
終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上